

津山郷土博物館だより「つはく」

津博

TSUHKAKU

2021.2 No.107

トピックス

- 冬季企画展
「津山藩の武具—残された文書から—」
- 春季企画展
「古い写真でみる津山の鉄道展」

研究ノート

- 「御用場」の変遷 —藩主の動きと関連して—
東 万里子

お知らせ

- 防火査察
- ミニ企画展開催
- 新刊のご案内

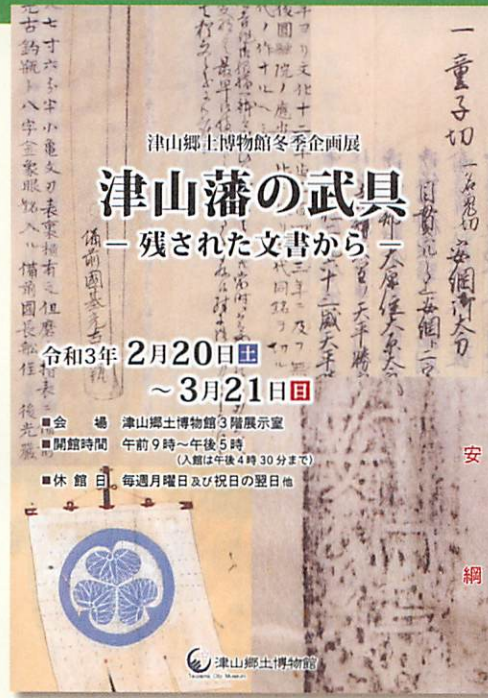


津山郷土博物館

Tsuyama City Museum

(旌旗小印【岡山県指定重要文化財】)

冬季企画展 「津山藩の武具 -残された文書から-」

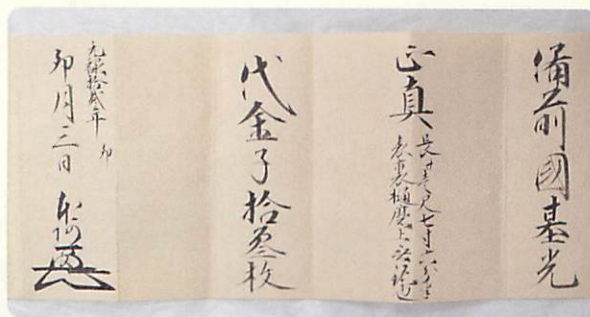


【会期】 令和3年2月20日(土)～3月21日(日)

【会場】 津山郷土博物館 3階 展示室

戦がなく太平の時代であった江戸時代においても戦うことに自らのアイデンティティをおいていた「武士」はその道具である武具を価値あるものと大切にしていました。また、大名家においても幕府から軍役を課せられており、いざという時に備え戦いの準備を怠ることはできませんでした。

この展覧会では津山藩松平家に残されていた藩政文書を中心に、当時の大名家やその家臣の武具、また、戦いのために津山城に備えられていた武具についてご紹介していきます。



折紙(備前国基光)【岡山県指定重要文化財】



旗旗小印【岡山県指定重要文化財】

春季企画展「古い写真でみる津山の鉄道展」

観光キャンペーン「春はつやま」開催に合わせ、古い写真を中心に津山に関する鉄道資料を展示し、鉄道にまつわる昔の津山の様子をご紹介します。

【会期】令和3年4月1日(木)～5月9日(日) 【会場】津山郷土博物館 3階 展示室



吉田初三郎筆津山市鳥瞰図(部分)



扇形機関庫と蒸気機関車(昭和初期)(江見写真館蔵)



津山駅(江見写真館蔵)



姫津線(現姫新線:津山～姫路)全通記念産業振興大博覧会の様子(昭和11年)(江見写真館蔵)

「御用場」の変遷 — 藩主の動きと関連して —

東 万里子

はじめに

江戸時代、多くの大名は、国元と江戸を行き来する参勤交代を行っていたといわれています。津山藩主も、通常であれば二年おきに津山と江戸を往復していました。しかし、松平家が津山へ入封してのち、藩主が幼年などの理由により、江戸で過ごし、長く津山を留守にする期間もありました。

藩主が津山(国元)を留守にする期間、津山城にはどのような変化があったのでしょうか。

矢吹正則著『津山誌』には、「御用場址」の説明として、「桜馬場の西下に在り 初め森氏の臣横山刑部左衛門の邸なり 元禄十一年戊寅六月より宝永五年戊子六月まで松平氏の重臣国主不在の時に方り政務を此に執る故に御用場と称す(後略)」(註1)とあり、藩主や重臣が不在の時だけ内山下の「御用場」が利用されたことがわかります。ここから、藩主の在国(津山)・留守(江戸)によって政務をとる場所に変化があった可能性が窺われるのです。

これをヒントに、まずは「御用場」の変遷を整理することからはじめます。『津山誌』における「御用場」の記述が宝永五年(一七〇八)までであることから、本研究ノートで

は、その四年後にあたる正徳二年(一七二二)の新御殿完成から、五代藩主康哉がはじめて津山へ帰国する明和五年(一七六八)までの期間について考えます。

「御用場」の変遷

この時期の「御用場」について、画期となる記述を列挙していきます。

①新御殿内の「御用場」

正徳二年五月、内山下に新御殿が完成しました(註2)。同月九日には、「新御殿御用場始」とあり、十五日からは家老をはじめとして役人が新御殿へ出仕しており、新御殿内に「御用場」ができたことがわかります。

②「下御用場」を止め「御城」へ

寛保二年(一七四二)四月十三日には、「明日より下御用場相止、御城所之役所江道具遣候」とあり、「下御用場」をやめ、「御城」の役所を使用するようになったことがわかります。しかし「下御用場」がすぐになくなってしまったわけではなく、同年四月二十五日・九月二十一日には「下御用場」という言葉が見えます。この「下御用場」がどこにあったのか、はつきりとわかりません。内山下の新御殿を利用していた藩主宣富が享保六年

(一七二二)に亡くなった後も、引き続き新御殿の一部を「下御用場」として利用していた可能性もあります(註3)。

③内山下の下村屋敷跡を「御用場」に

宝暦六年(一七五六)十一月一日には、「内山下下村小膳揚屋敷向後御用場相成、御用所初諸役所今日各出席」とあり、内山下に「御用場」ができたことがわかります。同年閏十一月八日には、「新御用場御門定書」が記され、「一、御用場諸役所印鑑可有之事 一、御用所出席之外御門開申間敷事」などが定められました。

④再び「御城」へ

明和五年の「町奉行日記」四月二十八日には、「今日より御用場御城二相成」とあり、「国元日記」の同日記事には「御城御用所其外諸役所今日より各出席」とあることから、再び「御用場」が「御城」へ移ったことがわかります。同年十二月十八日には、「御用場跡御普請出来今日修理様(藩主の弟)下御屋敷より御移」とあります(註4)。

藩主の長期留守と「御用場」

正徳の新御殿完成後について、藩主の動きと「御用場」の画期をまとめたものが表(六〜七頁)です。藩主の参勤交代が規則

的に行われている時期、行われていない時期によってAとEと区分しました。これを見ると、「御用場」の画期である②③④が、C D Eの時期の変化に対応していることがわかります。「下」にあった「御用場」をやめ、諸役所が「御城」へ移った②と④は、藩主が長期間津山を留守にしたあと、久しぶりに帰国する前にあたります。内山下に御用場ができた③は、藩主長孝の体調が悪く、この年の帰国が困難との報が津山へ入った直後のことでした。

藩主の子供達

藩主の長期留守と「御用場」の画期を関連づけました。それでは、藩主が規則的に参勤していた表中のAとCの時期はどうなっていたのでしょうか(註5)。この時期、藩主の在国(津山)・留守(江戸)によって変化があったのか詳細はわかりませんが、気になる記事をピックアップし、考えます。

藩主宣富が規則的に参勤していたAの時期、帰國中宣富は基本的に内山下の新御殿にいて、行事などのときに登城していたと考えられます。子供も新御殿に住んでいました。正徳五年三月十八日、享保二年三月十八日、宣富が新御殿から江戸へ出発すると、ただちに「表御用所」などの火の元の確認が行われ、締めきって鍵がかけられました。藩主が一年間留守にする間、表向の御用所などについては使用していないよう

ですが、新御殿内の「表」でない場所を利用していた可能性が考えられます。

藩主長孝が規則的に参勤していたCの時期、詳細は不明ですが、藩主長孝の子供達は、藩主の帰国や発駕に合わせて移動しています。長孝が寛保二年に初めて津山へ帰国してから五年後の延享四年(二七四七)三月二十五日、「於下御屋敷女中出産御女子(於直)様」が誕生しました。その後次々と津山で子供が生まれ、子供達は父である藩主長孝が帰国する直前に「御城」へ移動し、長孝が江戸へ発駕すると直後に「御城」から「下御屋敷」へ移るといふ移動を宝暦五年までくり返しています(表の水色部分)。

おわりに

藩主の参勤のタイミングと「御用場」の画期を整理しました。今後、今回対象とした期間内で新たな御用場の画期が発見される可能性もありますが、さしあたって現時点でわかっている画期と表の区分AとDを関連づけてまとめます。

表中区分Aの時期、内山下に完成した正徳の新御殿には御用場があり、藩主宣富の在・不在にかかわらず、新御殿で政務がとられたのではないのでしょうか。宣富死後、ながく藩主が江戸にいて津山を留守にしていた時期(表B)は詳細がわからない部分もあるのですが、「下御用場」がありました。藩主長孝が規則的に参勤していた時期(表C)

は、「下御用場」をやめ、諸役所は「御城」へ移っています。藩主の在・不在によってどのような変化があったのか詳細は不明ですが、長孝の子供達は、父である藩主が津山にいる場合は父と同じ「御城」へ移動し、父が江戸へ出発すると「下御屋敷」へ移っていました。そして藩主長孝が通常のタイミングで帰国できなかった時(表D)には、内山下に「御用場」ができました。

また、「御用場」という言葉について、「御用場」すなわち御用所という解釈がなされることが多く(『津山市史』第四巻238頁)、実際に当時の人々もほぼ同じように使用していると考えられる例がある一方、御用所と「御用場」を区別している例もあつて、御用所と「御用場」や「新御用場御門定書」が出来たときの記述などを読むと、「御用場」は御用所だけでなく、諸役所を含む場所として使用されていると考えられるのです。

このように、「御用場」という言葉一つの定義もまだはつきりしていません。また、藩主の動きとの関連についても詳細がわからないことが多々あり、今後も調査をすすめるべき課題です。

表 藩主の参勤と御用場の変遷(「国元日記」「町奉行日記」より作成)

| 和暦 | 西暦 | 藩主 | 藩主の動きなど | 区分 | 御用場の場所など |
|-------|------|--------|-------------------|----|--------------------------------|
| 正徳2年 | 1712 | 宣富 | 5月18日帰国、19日新御殿へ入る | A | ① 5月に完成した新御殿内に「御用場」 |
| 正徳3年 | 1713 | 宣富 | 3月18日江戸へ出発 | A | |
| 正徳4年 | 1714 | 宣富 | 5月12日帰国 | A | |
| 正徳5年 | 1715 | 宣富 | 3月18日江戸へ出発 | A | |
| 享保元年 | 1716 | 宣富 | 閏2月12日帰国 | A | |
| 享保2年 | 1717 | 宣富 | 3月18日江戸へ出発 | A | |
| 享保3年 | 1718 | 宣富 | 5月9日帰国 | A | |
| 享保4年 | 1719 | 宣富 | 3月18日江戸へ出発 | A | |
| 享保5年 | 1720 | 宣富 | 5月9日帰国 | A | |
| 享保6年 | 1721 | 宣富・浅五郎 | 帰國中2月藩主宣富死去 | AB | |
| 享保7年 | 1722 | 浅五郎 | 江戸 | B | |
| 享保8年 | 1723 | 浅五郎 | 江戸 | B | |
| 享保9年 | 1724 | 浅五郎 | 江戸 | B | |
| 享保10年 | 1725 | 浅五郎 | 江戸 | B | |
| 享保11年 | 1726 | 浅五郎・長熙 | 江戸、11月藩主浅五郎死去 | B | |
| 享保12年 | 1727 | 長熙 | 江戸 | B | |
| 享保13年 | 1728 | 長熙 | 江戸 | B | |
| 享保14年 | 1729 | 長熙 | 江戸 | B | |
| 享保15年 | 1730 | 長熙 | 江戸 | B | |
| 享保16年 | 1731 | 長熙 | 江戸 | B | |
| 享保17年 | 1732 | 長熙 | 江戸 | B | |
| 享保18年 | 1733 | 長熙 | 江戸 | B | |
| 享保19年 | 1734 | 長熙 | 江戸 | B | |
| 享保20年 | 1735 | 長熙・長孝 | 江戸、10月藩主長熙死去 | B | |
| 元文元年 | 1736 | 長孝 | 江戸 | B | |
| 元文2年 | 1737 | 長孝 | 江戸 | B | |
| 元文3年 | 1738 | 長孝 | 江戸 | B | |
| 元文4年 | 1739 | 長孝 | 江戸 | B | |
| 元文5年 | 1740 | 長孝 | 江戸 | B | |
| 寛保元年 | 1741 | 長孝 | 江戸 | B | |
| 寛保2年 | 1742 | 長孝 | 5月18日藩主長孝初帰国 | BC | ② 4月13日「下御用場」を止め、役所を「御城」へ移す |
| 寛保3年 | 1743 | 長孝 | 3月18日江戸へ出発 | C | |
| 延享元年 | 1744 | 長孝 | 5月9日帰国 | C | |
| 延享2年 | 1745 | 長孝 | 3月9日江戸へ出発 | C | |
| 延享3年 | 1746 | 長孝 | 5月14日帰国 | C | |
| 延享4年 | 1747 | 長孝 | 3月19日江戸へ出発 | C | 3月25日下御屋敷において御女子様誕生 |
| 寛延元年 | 1748 | 長孝 | 5月4日帰国 | C | 5月2日於直様が「御城」へ御移り |
| 寛延2年 | 1749 | 長孝 | 3月19日江戸へ出発 | C | 3月20日於直様が「下御屋敷」へ御移り |
| 寛延3年 | 1750 | 長孝 | 5月16日帰国 | C | 5月14日於直様・梅次郎様が「御城」へ御移り |
| 宝暦元年 | 1751 | 長孝 | 3月16日江戸へ出発 | C | 3月17日御三方様が「下御屋敷」へ御移り |
| 宝暦2年 | 1752 | 長孝 | 5月19日帰国 | C | 5月16日於直様・亀菊様・於秀様が「御城」へ御移り |
| 宝暦3年 | 1753 | 長孝 | 3月19日江戸へ出発 | C | 3月20日御三方様が「下御屋敷」へ御移り |
| 宝暦4年 | 1754 | 長孝 | 5月22日帰国 | C | 5月20日於直様・亀菊様・於秀様・銀之助様が「御城」へ御移り |
| 宝暦5年 | 1755 | 長孝 | 3月16日江戸へ出発 | C | 3月17日御子様方が「下御屋敷」へ御移り |

| | | | | | |
|-------|------|-------|-----------------------|----|--|
| 宝暦6年 | 1756 | 長孝 | 通常であれば5月に帰国するはずが、帰国せず | CD | ③ 11月1日内山下の元下村屋敷を「御用場」に |
| 宝暦7年 | 1757 | 長孝 | 江戸 | D | |
| 宝暦8年 | 1758 | 長孝 | 江戸 | D | |
| 宝暦9年 | 1759 | 長孝 | 江戸 | D | |
| 宝暦10年 | 1760 | 長孝 | 江戸 | D | |
| 宝暦11年 | 1761 | 長孝 | 江戸 | D | |
| 宝暦12年 | 1762 | 長孝・康哉 | 江戸、閏4月藩主長孝死去 | D | |
| 宝暦13年 | 1763 | 康哉 | 江戸 | D | |
| 明和元年 | 1764 | 康哉 | 江戸 | D | |
| 明和2年 | 1765 | 康哉 | 江戸 | D | |
| 明和3年 | 1766 | 康哉 | 江戸 | D | |
| 明和4年 | 1767 | 康哉 | 江戸 | D | |
| 明和5年 | 1768 | 康哉 | 6月26日藩主康哉初帰国 | DE | ④ 4月28日「御城御用所其外諸役所」 「今日より御用場御城に相成り」 |
| 明和6年 | 1769 | 康哉 | 3月18日江戸へ出発 | E | |
| 明和7年 | 1770 | 康哉 | 5月11日帰国 | E | |

(註1) 「国元日記」には、元禄十一年六月二日に

「内山下横山刑部左衛門屋敷御用場相定候」、元禄十二年十二月二十二日に「田町御用場」、宝永五年六月十九日には、安藤加藤治御用場屋敷と屋敷替えと出る。「御用場」はおそらくも宝永五年六月までには横山邸跡から二階町門の東南へ移動している(「津山古図」矢吹家資料)。同月に安藤が「御用場」と屋敷替えとなり、その後、新御殿が安藤屋敷の東隣に建設された。宣富は元禄十五年からは亡くなるまで規則正しく参勤しているから、矢吹の記述から想像すれば、新御殿ができるまで、留守中の一年「御用場」を使用していたということか。矢吹が何をもって藩主重臣が留守中に「御用場」を利用したと記述したのか今のところ不明である。

(註2) 「正徳の新御殿」(「津博101号」)

以下特に表記がないものについては「国元日記」から。また、「国元日記」中にでてくる「御城」とは、内山下などは含まず、本丸を指すと考えられるが、はっきりしない部分もあるため、煩雑ではあるが括弧書とした。「御用場」なども同様。

(註3)

元文四年(一七三九)の郡代日記(矢吹家文書弓斎叢書19)には、一月二日「今朝於御城御礼申上」、同月三日には「御用始二付御殿へ出仕」とあり、御礼をする場所としての「御城」と、御用をする場所としての「御殿」を使い分けている。

る。また、同年一月三日の「国元日記」

には「御用場各出席」とあり、これらから宣富死後、藩主長期留守中に、正徳の新御殿を御用をする場である「御用場」として利用していた可能性を考えることができる。正徳の新御殿は完成したすぐの時期から資料上「御殿」とのみ出てくることがある。

(註4)

ここで元下村小膳屋敷であった「御用場」は修理様の居所となった。享保七年の「津山御城下惣絵図」に下村友右衛門の屋敷が記載されている。下村友右衛門は下村小膳の数代前と考えられ、正徳二年に御屋形をくだされたとの記述がある。これらから、下村友右衛門から小膳まで屋敷替えがなかったとするならば、この場所は、御屋形↓下村家屋敷↓御用場↓修理様御屋敷と変遷していったのではないか。ちなみに嘉永七年の「津山城下町図」を見ると、この場所は「下御屋敷」となっている。

(註5)

本研究ノートが対象としている時期より後であるが、天明三年(一七八三)と五年、御殿の御座之間で行われていた祈祷が、備中櫓の御座之間で行われており、これは、この年藩主康哉が留守で、その子である仙千代が在城していたことに起因するのではないかと指摘されている(尾島治「津山城備中櫓について」城郭史研究における御殿と櫓―(前編)―「博物館だより」28号)。

防火査察

1月26日は「文化財防火デー」です。この日の前後には各地の文化財所在地で防火運動が展開されます。1月28日(木)には当館も防火査察をうけ、館内の消防設備をチェックしていただきました。



防火査察



ミニ企画展展示風景

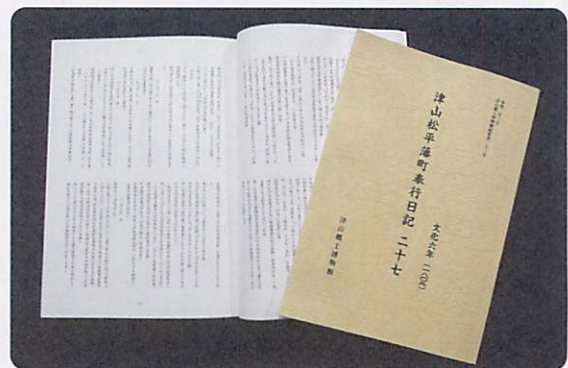
ミニ企画展を開催しました

令和2年12月12日(土)から令和3年2月14日(日)まで「世界の布―インドネシアの絨―」「ミニミニお正月展―子から丑へ―」を開催しました。インドネシアの布のほか、津山出身の画家が描いた鼠や牛のスケッチなどを展示しました。

新刊のご案内

津山松平藩町奉行日記27(文化6年)を刊行しました。この年の1月、津山城の本丸御殿で火災が発生しました。町奉行は、町の番や、片付けの人足手配など対応に追われました。

郷土博物館にて600円で頒布しています。



津山松平藩町奉行日記27



博物館だより「つはく」
No.107 令和3年2月28日

津博
TSUHANOMATSU

【編集・発行】津山郷土博物館

〒708-0022 岡山県津山市山下92
Tel (0868) 22-4567 Fax (0868) 23-9874
E-mail tsu-haku@tvf.ne.jp

【印刷】有限会社 弘文社

入館のご案内

【開館時間】午前9:00～午後5:00

【休館日】毎週月曜日・祝日の翌日

年末年始(12月29日～1月3日)・その他

【入館料】一般…300円(30人以上の団体の場合240円)

高校・大学生…200円(30人以上の団体の場合160円)

65歳以上…200円(30人以上の団体の場合160円)

中学生以下・障害者手帳を提示された方は入館料が無料です